

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百八号の項中「十八番二」を「十八番八」に改め、同表百三十八号の項中「深沢字永尾二千五百六十四番十九」を「東山字石橋二百八十五番三」に改め、同表百四十一号の項を削り、同表百五十五号の項中「及び一宮市緑四丁目二番二から同市音羽一丁目百番十六まで」を削り、同表百五十八号の項中「福井県吉田郡永平寺町松岡吉野十一字上仙道三十五番一から同町」を「福井市重立町三十字上沖田二十六番五から福井県吉田郡永平寺町」に改め、同表三百三十号の項中「二十九番」を「二十八番八」に改め、同表三百七十五号の項中「黒瀬町兼広字鷹ノ巣八百八十五番九まで、同市西条町馬木千二百六十一番八から同市」を削り、同表四百七十四号の項中「五千十二番」を「五千百二十四番二」に改め、同表四百九十七号の項中「まで、」を「まで及び」に改め、「松浦市志佐町浦免字寺田二百八十七番四まで及び長崎県北松浦郡佐々町沖田免字波恵崎百三十六番二から」を削る。

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表百八号の項、百五十八号の項及び三百三十号の項の改正規定は同年三月一日から、同表三百七十五号の項の改正規定は同月十五日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。